

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しています。

ただし、耐用年数については、(本財団の存続期間である) 3年を限度としています。なお、リース取引にかかる資産(建物及び什器備品の一部)については、リース期間定額法を採用しています。

無形固定資産…定額法を採用しています。

ただし、耐用年数については、(本財団の存続期間である) 3年を限度としています。

(3) リース取引の処理方法

リース会計基準に基づき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によりております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によりております。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	32,000,000	0	0	32,000,000
合 計	32,000,000	0	0	32,000,000

3 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産 定期預金	32,000,000	(32,000,000)	(0)	—
合 計	32,000,000	(32,000,000)	(0)	—

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	431,760,000	431,760,000	0
(うちリース取引対象資産)	(431,760,000)	(431,760,000)	(0)
什器備品	80,243,756	79,925,392	318,364
(うちリース取引対象資産)	(70,702,406)	(70,384,046)	(318,360)
商標権	20,226,129	20,226,129	0
ソフトウェア	1,392,825	1,386,624	6,201
構築物	3,555,632,000	3,555,632,000	0
合 計	4,089,254,710	4,088,930,145	324,565
	(502,462,406)	(502,144,046)	(318,360)

リース取引は、リース会計基準に基づき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。リース取引対象資産は貸借対照表には固定資産として計上し、正味財産増減計算書には、当該物件の償却額を減価償却費として計上していません。

なお、構築物は、前期末の建設仮勘定から振り替えたものです。

5 建設仮勘定の増減額及び残高

建設仮勘定の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

内 訳	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
ベイサイドエリア	2,716,900,0000	0	2,716,900,000	0
ヒルサイドエリア	838,732,000	0	838,732,000	0
合 計	3,555,632,000	0	3,555,632,000	0

6 債権の債権金額の当期末残高

債権の債権金額の当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	内 訳	債権の当期末残高
売掛金	入場券販売収入	
	近畿日本ツーリスト(株)	109,249,787
	(株)日本旅行	89,097,333
	相鉄観光(株)	38,754,600
	京急観光(株)	38,565,846
	売掛金 計	275,667,566
未収金	自動販売機電気代	58,876
	労災上乗せ補償保険料	58,610
	消費税還付	16,460,235
	未収金 計	16,577,721
合 計		292,245,287

- 7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

交付者	補助金等の名称	当期 受取額	当期 返還額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
神奈川県	「財団法人横浜開港 150 周年協会」補助金 (広報事業の実施)	7,681,000	0	7,681,000	一般正味財産
横浜市	「財団法人横浜開港 150 周年協会」補助金 (各種事業の実施)	3,267,318,000	0	3,267,318,000	一般正味財産
(財) 日本船舶 振興会	「横浜の海と港の学 習機会の提供」助成 金	24,400,000	0	24,400,000	一般正味財産
郵便事業 (株)	平成 21 年度カーボ ンオフセット年賀寄 付金助成金 (地球温暖化防止活 動事業の実施)	3,300,000	0	3,300,000	一般正味財産
(社) 関東建設 弘済会	平成 21 年度公益助 成事業助成金 (絹の道都市間交流 連携事業の実施)	6,999,300	0	6,999,300	一般正味財産
合 計		3,309,698,300	0	3,309,698,300	

8 重要な係争事件

重要な係争事件の発生については、次のとおりです。

(1) 入場券代金請求事件

横浜開港150周年記念テーマイベント入場券の大口買取に関して5社と契約を締結しましたが、一部旅行代理店において残金の支払が行われていないことから、当該代金の支払いについて、提訴しました。

今年度の決算については、当財団が請求しています全額を収益として計上しています。

なお、提訴の内容は、次のとおりです。

相手先	項目	内容
近畿日本ツーリスト(株)	請求金額	109,249,787円
	契約上の支払期日	平成21年11月16日
	訴訟年月日	平成22年3月30日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所
(株)相鉄観光	請求金額	36,462,306円 (売掛金は38,754,600円ですが、代金の一部2,292,294円を仮受金としています。)
	契約上の支払期日	平成21年11月16日
	訴訟年月日	平成22年3月30日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所

(2) 入場券代金返還請求事件

横浜開港150周年記念テーマイベント入場券の大口買取契約に関して、日本旅行(株)より、契約に基づく当協会の債務不履行及び正規入場券販売に対する妨害行為等のため、過払いとなっているとの主張から、既に当協会に支払っている入場券代金等を請求する提訴がありました。

当協会としては、そのような事実が存在しないこと及び横浜開港150周年記念テーマイベント入場券の大口買取契約に基づく残金の支払が行われていないことから、反訴しています。

なお、提訴及び反訴の内容は、次のとおりです。

	項目	内容
日本旅行(株)からの提訴	返還請求金額	50,467,176円
	訴訟年月日	平成22年2月25日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所
反訴	請求金額	89,097,333円
	契約上の支払期日	平成21年11月16日
	反訴年月日	平成22年4月22日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所

(3) 特定調停申立

横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ベイサイドエリア実施業務を受託した(株)博報堂JV(幹事会社(株)博報堂)を相手方として特定調停手続による調停を平成22年3月30日に横浜地方裁判所に申立を行いました。

なお、今後、「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ヒルサイドエリア実施業務」を受託した(株)アサツー ディ・ケイ及び「横浜開港150周年記念テーマイベント交通計画策定及び運營業務委託」を受託したTSP太陽(株)についても同様の申立を行う予定です。

このことにより、特定調停の結果によりましては、当協会の債務額が変更となりますが、今年度の決算としましては、原則として、各々の契約金額を費用として計上しています。

なお、費用計上額は、次のとおりです。

(単位：円)

業 務 名	契約の相手方	契約金額	別途発注(解体・撤去)業務	費用計上額
ベイサイドエリア実施業務	(株)博報堂JV	3,402,400,000	△130,224,990	3,272,175,010
ヒルサイドエリア実施業務	アサツー ディ・ケイ	814,256,000	△37,590,000	776,666,000
交通計画策定及び運営	TSP 太陽(株)	733,979,400	0	733,979,400

収支計算書に対する注記

1 事業活動収入及び事業活動支出

(1) 事業活動収入

横浜開港150周年記念テーマイベント入場券の大口買取に関して5社と契約を締結しましたが、一部旅行代理店において残金の支払が行われていないことから、当該代金の支払いについて、提訴しました。

今年度の決算については、当財団が請求しています全額を収入として計上しています。

なお、当協会が提訴しています内容は、次のとおりです。

相手先	項目	内 容
近畿日本ツーリスト(株)	請求金額	109,249,787 円
	契約上の支払期日	平成21年11月16日
	訴訟年月日	平成22年3月30日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所
(株)相鉄観光	請求金額	36,462,306 円 (売掛金は38,754,600 円ですが、代金の一部2,292,294 円を仮受金としています。)
	契約上の支払期日	平成21年11月16日
	訴訟年月日	平成22年3月30日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所

また、横浜開港150周年記念テーマイベント入場券の大口買取契約に関して、日本旅行(株)より、契約に基づく当協会の債務不履行及び正規入場券販売に対する妨害行為等のため、過払いとなっているとの主張から、既に当協会に支払っている入場券代金等を請求する提訴がありました。

当協会としては、そのような事実が存在しないこと及び横浜開港150周年記念テーマイベント入場券の大口買取契約に基づく残金の支払が行われていないことから、反訴しています。

なお、提訴及び反訴の内容は、次のとおりです。

相手先	項目	内 容
日本旅行(株)からの提訴	返還請求金額	50,467,176 円
	訴訟年月日	平成22年2月25日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所
反訴	請求金額	89,097,333 円
	契約上の支払期日	平成21年11月16日
	反訴年月日	平成22年4月22日
	管轄裁判所	横浜地方裁判所

(2) 事業活動支出

「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ベイサイドエリア実施業務」を受託した(株)博報堂JV(幹事会社(株)博報堂)を相手方として特定調停手続による調停を平成22年3月30日に横浜地方裁判所に申立を行いました。

なお、今後、「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ヒルサイドエリア実施業務」を受託した(株)アサツー ディ・ケイ及び「横浜開港150周年記念テーマイベント交通計画策定及び運營業務委託」を受託したTSP太陽(株)についても同様の申立を行う予定です。

このことにより、特定調停の結果によりましては、当協会の支出額(債務額)が変更となりますが、今年度の決算としましては、原則として、各々の契約金額を支出として計上しています。

なお、支出計上額は、次のとおりです。

(単位：円)

業 務 名	契約の相手方	契約金額	別途発注(解体・撤去)業務	支出計上額
ベイサイドエリア実施業務	(株)博報堂JV	3,402,400,000	△130,224,990	3,272,175,010
ヒルサイドエリア実施業務	アサツー ディ・ケイ	814,256,000	△37,590,000	776,666,000
交通計画策定及び運営	TSP 太陽(株)	733,979,400	0	733,979,400

2 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、売掛金、未収金、未払金、預り金、仮受金及び未払法人税を含めています。なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりです。

3 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
現 金 預 金	3,674,762,069	1,652,550,812
売 掛 金	0	275,667,566
未 収 金	96,841,938	16,577,721
建 設 仮 勘 定	3,555,632,000	0
合 計	7,327,236,007	1,944,796,099
未 払 金	4,404,769,560	4,232,669,036
前 受 金	814,655,598	0
預 り 金	2,053,784	1,531,601
仮 受 金	0	2,292,294
未 払 法 人 税 等	22,956,100	70,000
合 計	5,244,435,042	4,236,562,931
次期繰越収支差額	2,082,800,965	△2,291,766,832

4 予備費の使用について

予備費として計上していました265,204,000円のうち、24,526,508円を①事業費支出（雑支出）に充当使用し、当該科目の予算額に含めて表示しています。